

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月10日（月）午後1時30分から午後2時15分まで

2. 開催場所 つくばみらい市役所 谷和原庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席者

農業委員（9人）

会 長	6番	中 山 雅 史
会長職務代理	2番	菊 地 典 夫
委 員	1番	萱 橋 敏 男
委 員	4番	中 山 一 徳
委 員	5番	海老原 茂
委 員	7番	仲 井 一 人
委 員	8番	文 藏 雄 嗣
委 員	9番	岡 野 幸 雄
委 員	10番	榎 田 実

農地利用最適化推進委員（9人）

委 員	大 山 謙 吉
委 員	澁 谷 正 信
委 員	文 隨 靖
委 員	中 島 一 郎
委 員	小 菅 庄 一
委 員	吉 田 義 博
委 員	山 中 正 市
委 員	瀬 川 仁
委 員	飯 泉 秀 夫

農業委員会事務局職員（3人）

事務局 長	千葉 裕 康
事務局 長補佐	大久保慎太郎
主 事	大松 勇 汰

4 欠席委員

委 員	3番	中 山 茂
農地利用最適化推進委員		飯 田 一 夫

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第2号	農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第3号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第4号	農地法第3条の規定による地上権設定の許可について
議案第5号	農地の競売参加についての買受適格証明発行可否について
議案第6号	買受適格証明の交付を受けた者に係る農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第7号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第8号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
議案第9号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第4条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ③農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について
- ④制限除外の農地の移動届について

7. 会議の概要

1. 事務局（千葉事務局長）

定刻となりましたので、ただいまから令和5年7月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

皆様にお願いがございます。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番「会長挨拶」中山会長よりご挨拶いただきます。中山会長よろしくようお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

大変お忙しい中、7月の定例総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

す。

今回の総会には、農地利用最適化推進委員の皆さんにも出席いただいております、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

また、7月8日に行われました、「令和5年大雨及び台風2号の災害に係る被害の情報交換会」に、急な要請にも関わらず、多数の農地利用最適化推進委員の皆さんに参加頂き、本当にありがとうございました。引き続き、大雨及び台風2号の被害状況の把握について、ご協力をお願い申し上げます。

先日、6月29日に、市町村会館で行われました、「茨城県農業会議の通常総会」について、簡単に報告致します。議案は2つでした。

1点目の議案は「令和4年度事業報告並びに収支決算の承認について」です。令和4年度事業報告は、6つの重点項目に取り組んで来ました。1つ目は「優良農地の確保・集積・集約化の取り組みの強化」、2つ目は「農地利用の最適化に向けた組織体制の強化」、3つ目は「多様な担い手の確保対策の推進」、4つ目は「法人化の支援など経営感覚に優れた経営体の育成」、5つ目は「農業者・地域の課題に即した政策提案など農政活動の推進」、6つ目は「農業者等に対する情報提供活動の強化」、この6つの重点項目ごとに事業報告があり、採決の結果、全会一致で承認されました。

2つ目の議案は、「役員を選出について」です。今年改選の時期で、令和7年6月の通常総会までの新役員を選出が行われました。以上が、茨城県農業会議の通常総会の報告になります。

本日は、総会終了後、農地利用最適化推進連絡会を予定していますので、引き続き皆様方の御協力をお願いします。

最後に、本日の総会は、議案9件と報告事項4件となっています。

皆様方の慎重な審議をお願いして、簡単ですが挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

1. 事務局（千葉事務局長）

ありがとうございました。本日の出席委員は農業委員10名中9名の出席でございます。委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

また本日は、農地利用最適化推進委員の9名にも出席をいただいております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は中山会長にお願いいたします。

1. 議 長（中山会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしく申し上げます。

まず、議事日程の3番「議事録署名委員の選出」でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

1. 議 長（中山会長）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。議事録署名委員は、4番中山一徳委員、5番海老原委員の2名にお願いしたいと思います。書記は事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第1号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請は2件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は、令和3年12月10日付、みらい農委指令第2号をもって営農型太陽光発電設備の許可を受けましたが、事業者を変更すべく、承継を伴う事業計画変更申請をするものです。

申請地は、**■**字**■**番**■**、地目は登記、現況とも田、面積は**■**m²、**■**字**■**番**■**、地目は登記、現況とも田、面積は**■**m²、**■**字**■**番**■**、地目は登記、現況とも田、面積は**■**m²、**■**字**■**番**■**、地目は登記、現況とも田、面積は**■**m²、**■**字**■**番**■**、地目は登記、現況とも田、面積は**■**m²、**■**字**■**番**■**、地目は登記、現況とも田、面積は**■**m²、**■**字**■**番**■**、地目は登記、現況とも田、面積は**■**m²、**■**字**■**番**■**、地目は登記、現況とも畑、面積は**■**m²、**■**字**■**番**■**、地目は登記、現況とも田、面積は**■**m²、**■**字**■**番**■**、地目は登記、現況とも田、面積は**■**m²、合計11筆、**■**m²でございます。

続きまして受付番号2番、申請理由は、令和5年3月10日付、みらい農委指令第6

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (中山会長)

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

1. 議 長 (中山会長)

続いて議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局 (大久保事務局長補佐)

議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は5件となっております。4ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は、自己住宅建築のための贈与となっております。

申請地は、 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は ㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請理由は、自己住宅建築のための売買となっております。

申請地は、 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は ㎡でございます。

続きまして受付番号3番、申請理由は太陽光発電設備設置のための売買となっております。

申請地は、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は ㎡

でございます。

事業計画につきましては、別紙「参考資料1」をご覧ください。

続きまして受付番号4番、申請理由は、自己住宅建築のための売買となっております。

申請地は、**■**字**■**番**■**、地目は登記、現況とも畑、面積は**■**m²でございます。

続きまして受付番号5番、申請理由は、営農型太陽光発電設備を設置するための賃貸借となっております。

申請地は、**■**字**■**番**■**、地目は登記、現況とも田、面積は**■**m²、**■**字**■**番**■**、地目は登記、現況とも田、面積は**■**m²、**■**字**■**番**■**、地目は登記、現況とも田、面積は**■**m²、**■**字**■**番**■**、地目は登記、現況とも田、面積は**■**m²、**■**字**■**番**■**、地目は登記、現況とも田、面積は**■**m²、**■**字**■**番**■**、地目は登記、現況とも田、面積は**■**m²、**■**字**■**番**■**、地目は登記、現況とも畑、面積は**■**m²、**■**字**■**番**■**、地目は登記、現況とも田、面積は**■**m²、**■**字**■**番**■**、地目は登記、現況とも田、面積は**■**m²、合計11筆、**■**m²でございます。

事業計画につきましては、別紙「参考資料2」をご覧ください。

説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思っております。9番岡野委員よりお願いします。

1. 岡野委員

7月3日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で榎田委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は6ページになります。

申請地は、**■**の北西側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地と判断いたします。

自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号5番、地図は10ページになります。

申請地は、XXXXXXXXXXの東側になります。現地は、ブルーベリーが耕作されている状態でした。

申請地の農地区分は、農振農用地区域内農地及び第1種農地と判断いたします。

申請者は、別紙「参考資料2」にもありますが、発電量は1990kwで445wパネル4,672枚、パワーコンディショナー32台を設置する計画となっております。

関係他法令との調整もされており、令和8年7月9日までの3年間の一時転用となっております。

仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行われるものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要であると認められることから、営農型太陽光発電設備を設置するための一時転用の許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたしますが、議案第2号受付番号5番は、2番菊地職務代理者が議事参与の制限となっております。したがって、2つに分けて審議を進めてまいります。

まず、議案第2号受付番号1番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。
(挙手なし)

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。
(挙手なし)

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。
(挙手なし)

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので、採決いたします。議案第2号の受付番号1番から4番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (中山会長)

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第2号の受付番号1番から4番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長 (中山会長)

続いて、議案第2号受付番号5番について審議いたします。2番菊地職務代理者の退席をお願いします。

(菊地職務代理者退席)

1. 議 長 (中山会長)

それでは、審議いたします。受付番号5番についてご質問のある方、挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので採決いたします。

議案第2号受付番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (中山会長)

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第2号受付番号5番は原案のとおり許可することに決定いたしました。菊地職務代理者の復席をお願いします。

(菊地職務代理者復席)

1. 議 長（中山会長）

以上審議の結果、議案第2号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

続いて議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は3件となっております。11ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は m²、 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は m²、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は m²、合計3筆、 m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は、 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は m²の自作地、契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。説明は以上です。

1. 議 長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。5番海老原委員よりお願いします。

1. 海老原委員

7月3日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で榎田委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は12、13ページになります。

申請地は、 の周辺になります。現地は、耕作されている状

態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約68アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、2筆、 m²、登記、現況とも畑、1筆、 m²、合計3筆、 m²を規模拡大のため売買により譲り受け、水稻・野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号2番、地図は14ページになります。

申請地は、 の南側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地約311アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、1筆、 m²を規模拡大のため売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。

続きまして受付番号3番、地図は15ページになります。

申請地は、 の北東側になります。現地は草が生えており、耕作はされておられませんでした。

申請者は、新規就農者になります。

申請地は、登記、現況とも畑、1筆、 m²を売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

以上のことから、受付番号1番から3番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われま。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第3号受付番号1番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。
(挙手なし)

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。
議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

続いて、議案第4号「農地法第3条の規定による地上権設定の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第4号「農地法第3条の規定による地上権設定の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による地上権設定の許可申請は1件となっております。16ページをご覧ください。

受付番号1番ですが、先程、議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」の受付番号5番で説明させていただきました案件になります。

申請地は、**■**字**■**番**■**、地目は登記、現況とも田、面積は**■**m²、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも田、面積は**■**m²、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも田、面積は**■**m²、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも田、面積は**■**m²、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも田、面積は**■**m²、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも田、面積は**■**m²、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも田、面積は**■**m²、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも畑、面積は**■**m²、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも田、面積は**■**m²、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも田、面積は**■**m²、合計11筆、**■**m²でございます。

説明は以上です。

1. 議 長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思えます。10番榎田委員よりお願いします。

1. 榎田委員

7月3日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で報告したメンバーと同じになります。

申請地は、XXXXXXXXXXの東側になります。

申請者は、営農型太陽光発電設備の設置のために、3年間の地上権を設定するものであるため、許可しても差し支えないと思えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（中山会長）

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、これより審議いたしますが、この件も2番菊地職務代理者が議事参与の制限となっております。菊地職務代理者の退席をお願いします。

（菊地職務代理者退席）

1. 議 長（中山会長）

それでは、審議いたします。議案第4号受付番号1番について、ご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第4号受付番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第4号受付番号1番は原案のとおり許可することに決定いたしました。菊地職務代理者の復席をお願いします。

申請者は、自作地と借入地あわせて約329アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、野菜を作付する農家です。

申請地は、競売参加予定地、登記、現況とも畑、3筆 [REDACTED] m²に野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号2番、地図は19ページになります。

申請地は、[REDACTED]の北側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地約149アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、麦・野菜を作付する農家です。

申請地は、競売参加予定地、登記、現況とも畑、3筆 [REDACTED] m²に野菜を作付する予定です。

以上のことから、受付番号1番、2番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、買受適格証明を発行しても差し支えないと思われま。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第5号受付番号1番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第5号について、買受適格証明を発行することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第5号は、買受適格証明を発行することに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

続いて、議案第6号「買受適格証明の交付を受けた者に係る農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第6号「買受適格証明の交付を受けた者に係る農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

20ページをご覧ください。議案第5号で買受適格証明の発行を受けた者が、最高価格買受申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請を提出した場合において、当農業委員会会長が当該買受適格証明の交付時と事情が異なっていないと認められるとき許可をする。

説明は以上です。

1. 議 長（中山会長）

それでは、早速審議いたします。

議案第6号について、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

意見、質問がないようですので採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第6号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

続いて、議案第7号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

それでは議案第7号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」をご説明いたします。21ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が1筆で、 \blacksquare ㎡、畑が4筆で、 \blacksquare ㎡、合計5筆、 \blacksquare ㎡です。貸し手が4人で、借り手が3人となります。

次に更新案件ですが、田が2筆で、 \blacksquare ㎡、畑が2筆で、 \blacksquare ㎡、合計4筆、 \blacksquare ㎡です。貸し手が3人で、借り手が3人となります。

合計では、田が3筆で、 \blacksquare ㎡、畑が6筆で、 \blacksquare ㎡、合計9筆、 \blacksquare ㎡です。貸し手が7人で、借り手が6人となります。

権利の設定開始は、令和5年8月1日からとなります。

詳細につきましては、22ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。

説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

はい、事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。議案第7号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。議案第7号は全員賛成により原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除をお願いします。

1. 議長（中山会長）

続いて議案第8号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第8号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を説明いたします。23ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。畑が2筆で、2,725㎡です。貸し手が1人、借り手が1団体となります。

権利の設定開始は、令和5年8月1日からとなります。

詳細につきましては、24ページの農用地利用権設定計画一覧（農地中間管理事業）をご覧ください。

説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。

議案第8号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。議案第8号は全員賛成により、原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除をお願いします。

1. 議長（中山会長）

続いて、議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を説明します。こちらにつきまして

も 25 ページの農用地利用集積等促進計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。畑が 2 筆で、2, 725 m²です。貸し手が 1 人、借り手が 1 人となります。

権利の設定開始は、令和 5 年 8 月 1 日からとなります。

詳細につきましては、26 ページの農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画（案）一覧をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。

説明は以上です。

1. 議 長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議いたします。

議案第 9 号についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第 9 号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により議案第 9 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。資料の（案）を削除をお願いします。

1. 議 長（中山会長）

議案は以上でございます。続いて、報告事項に入ります。報告事項 4 件について一括して事務局より報告願います。

1. 事務局（千葉事務局長）

報告事項①農地法第 4 条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。議案書は 27 ページをご覧ください。

今回の転用届出に対する専決処分は、小絹地区が 1 件となります。

申請理由は自己住宅建築のためとなっております。

続きまして、報告事項②「農地法第 5 条の規定による市街化区域内農地の転用届出に

対する専決処分について」を報告いたします。議案書は28ページをご覧ください。

今回の転用届出に対する専決処分は、小絹地区が1件となります。

申請理由は、自己住宅建築のための売買が1件となっております。

続きまして、報告事項③「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は29、30ページをご覧ください。

今回の合意解約は8件となります。

解約理由は、中間管理事業に変更するためのものが3件、農地法第3条申請のためのものが1件、土地所有者本人が自作するためのものが4件となっております。

続きまして、報告事項④「制限除外の農地の移動届について」をご報告します。議案書は31ページをご覧ください。

今回の移動届は3件となります。

申請理由は、つくばみらい福岡地区土地造成事業のためのものが1件、携帯電話用無線基地局の敷地にするためのものが1件、伊奈第2保育所職員駐車場整備のためのものが1件となっております。

報告は以上です。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、7月定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名押印する。

令和5年7月10日

つくばみらい市農業委員会

議 長 ⑩

議事録署名委員 ⑩

議事録署名委員 ⑩